

## 災害時における飲料水等の供給に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と旭化成ケミカルズ株式会社鈴鹿事業場（以下「乙」という。）は、鈴鹿市内における地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、市民の飲料水等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （協力の要請）

第1条 甲は、災害時における市民の飲料水等の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対し、乙が運営管理する専用水道設備（以下「専用水道設備」という。）により得られる水（以下「処理水」という。）の提供を要請することができるものとする。なお、要請の方法は、飲料水供給要請書（別記様式）によるものとするが、緊急を要する場合においては口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

### （要請に対する協力）

第2条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、専用水道設備が毀損した場合、専用水道設備の運転に要する原水または用役供給が困難な場合、専用水道設備に要する人員の確保が困難な場合、または乙の業務の継続に重大な支障が生じている場合、その他乙が当該要請に応じることが困難な事情が存しない限り、速やかにこれに応じ、可能な範囲において協力するものとする。また、本協定書に従い乙が甲に提供する処理水の対価は無償とする。

### （飲料適性の判断）

第3条 処理水が飲料水として適するかどうかについては、甲が自己の責任において判断するものとする。なお、乙は、甲の要請を受けた場合には、乙が専用水道設置者として実施している水質に関する下記データを甲に提供するものとする。ただし、甲の判断に下記以外の検査データを必要とする場合は、甲が自ら検査を行う。

- （1）直近の処理水基準項目の検査結果
- （2）直近の処理水 10 項目検査結果（一般細菌、大腸菌、塩素酸、塩素イオン、有機物（TOC）、pH、味、臭気、色度、濁度）
- （3）直近の処理水 3 項目分析結果（色度、濁度、残留塩素）
- （4）要請を受けた後、測定した処理水 3 項目の分析結果

### （飲料水の提供）

第4条 乙は、処理水を以下に定める「一次給水地」で提供するものとする。

一次給水地：旭化成ケミカルズ株式会社 鈴鹿事業場 給水ステーション

- 2 一次給水地以降の給水車への給水または市民への給水、および市民への給水に関する一切の活動は、甲が行うものとする。ただし、市民に対する給水活動について甲が乙に協力を要請した場合、乙は、当該要請に応じることが困難な事情が存しない限り、可能な範囲において協力するものとする。

(非常用発電機の燃料)

第5条 乙が甲の要請に応じて専用水道設備を運転するに際し、乙が保有するディーゼル非常用発電機からの電力供給が必要となった場合、第2条の定めにかかわらず、同非常用発電機を運転するために必要な燃料は、甲が自己の責任と費用により確保し、乙に提供するものとする。

(連絡責任者)

第6条 災害発生時に本協定を円滑に実行するために、甲、乙それぞれが連絡責任者を置く。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては防災安全課長、乙にあつては鈴鹿事業場事務課長とする。
- 3 連絡責任者は、甲乙間の連絡・協議を行う。

(業務の終了)

第7条 本協定による乙の協力業務の終了は、甲乙協議の上決定するものとする。

(第三者からの意義訴え等)

第8条 本協定に関して、第三者から何らかの請求または訴えがなされた場合、甲は自己の責任と費用においてこれを処理解決する。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項または本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲または乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 前項の定めにもかかわらず、乙が専用水道設備の運転を終了した場合、または専用水道設備は回復不能な程度に毀損・滅失するなど、乙が専用水道設備の運転を継続することが困難となった場合は、乙は甲に対し、その旨を書面にて通知し、甲はこれを受諾し、本協定は終了するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

平成21年4月22日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市長

乙 三重県鈴鹿市平田中町1番1号  
旭化成ケミカルズ株式会社  
鈴鹿事業場長